

筑大利輸マ第21-101号
令和3年4月12日

理事・副学長・執行役員
監事
各系長
国際統合睡眠医科学研究機構長
附属図書館長
附属病院長
附属学校教育局教育長
各附属学校長
本部各部長
各室長
各エリア支援室長
社会人大学院等支援室長

殿

学 長
永 田 恭 介
(公印省略)

令和2年度における利益相反規則に基づく個人的利益の報告について（通知）

標記のことについて、役員及び職員（以下「職員等」という。）は、国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年度法人規則第50号）第10条に基づき、産学官連携活動に係る一定の個人的な利益を受けた場合は、毎年所定の自己申告書により所属長を経由して学長に報告することとなっています。

平成30年度（平成29年度申告分）から、当該定期的自己申告において統一認証システムを利用した電子申請システムを導入しています。貴所属職員にこのことを周知するとともに、令和2年度において別紙1の条件に該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けた職員等については、別紙2に記載の手续により、下記のとおり提出願います。

今回の報告の対象は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に受けた個人的利益です。

事情により電子申告が困難な場合は紙媒体で提出しても差し支えありません。

なお、「国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部改正について（通知）」（副学長（研究）、平成30年10月26日付け）で通知したとおり、令和元年度（平成30年度申告分）からは、企業等から又は企業等の資金を原資として法人から給与の全部又は一部が支払われるとき当該給与の全部又は一部を申告対象とすることとしました。これは、外部資金職員やクロスポイントメント制度利用者など、所属機関を経由して給与が支払われる場合でもその原資が企業等である場合は申告の対象として追加したものです。

おって、上述のとおり本電子自己申告システムは本学利益相反規則第10条に定められた年1回の定期的自己申告を行うためのシステムであり、ヒトを対象とする研究や厚生労働省の科学研究費補助金を申請する際の研究計画などの個別研究計画に関しては、それぞれ所属する部局の利益相反委員会又は研究倫理審査委員会が利益相反の審査を行うこととなっていますので（国立大学法人筑波大学利益相反規則第8条）、本電子自己申告システ

ムでは審査できないことを申し添えます。

記

1. 提出期限：令和3年5月末日
2. 入力先 URL：利益相反電子自己申告システム→<https://riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp/>
※利益相反・輸出管理マネジメント室の HP のバナー「利益相反自己申告システム」からもアクセスできます。→<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>
3. 添付ファイル
 - 1) 電子システムの概要
 - 2) 定期的自己申告に関する Q&A
4. 参考
 - 国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー
→https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/COI_kojinpl_H28.pdf
 - 国立大学法人筑波大学利益相反規則
→https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/04/COI_ksR2-34.pdf
 - 国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部改正について（通知）（副学長（研究）、平成30年10月26日付け）
→<https://ksp.sec.tsukuba.ac.jp/wp/?p=111934>
 - 自己申告書和文
→https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/06/ja_COIkojin_ykH30.docx
 - 自己申告書英文
→https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/06/en_COIkojin_ykH30.docx

問い合わせ先：利益相反・輸出管理マネジメント室
小林（2877）
E-mail: coisec@ilc.tsukuba.ac.jp

(別紙1)

○産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告義務の及ぶ範囲について

申告が必要なのは、筑波大学と契約関係にある企業等^{注1)}から兼業報酬等の個人的利益を得たり、それらの企業等の株式等を保有したりしている場合です。

具体的には、以下の(1)の企業等から(2)の個人的な利益を受領した場合((1)及び(2)の二つの条件にともに該当する場合)に申告が必要になります。なお、当該職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族(父母、祖父母、義理の父母、義理の祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、義理の兄弟姉妹とその配偶者、子とその配偶者、孫とその配偶者)が個人的な利益を受けたときを含みます。

(1) 企業等

- ア 筑波大学の研究成果の移転を受けている企業等(当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業等)
- イ 筑波大学と共同研究、受託研究、学術指導、寄附金などにおいて契約関係がある企業等(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業等)
- ウ 筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている企業等(出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業等)
- エ 筑波大学に対して、物品又はサービスを提供している企業等(当該年度を含めて過去3年間に提供した企業等)

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 上記(1)の企業等から得た兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入若しくは売却による収入又は企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部^{注2)}の合計が年額100万円以上^{注3)}(本学職務発明規程に基づき配分される実施補償金を除く。)
- イ 上記(1)のいずれかの企業等の株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等も対象となる。)を保有

※詳細は国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条参照→

https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/04/COI_ksR2-34.pdf

【注】

注1)「企業等」には国、地方公共団体、大学、独立行政法人等は含みません。

注2) 令和元年度から新たに追加された当該下線部分の該当者は、相手先企業が筑波大学と共同研究や物品購入等の関係のある場合であつて、当該企業と個人との関係が次の場合には申告してください(合計100万円以上)。

- ① 給与は筑波大学から支払われるが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合(クロスアポイントメント制度により企業等から直接給与の全部又は一部を受け取る場合を含む。)
- ② 配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が当該企業等から給与を受けている場合

注 3) 申告対象の「合計が年額 100 万円以上」とは、自己申告書の「(注)5」に記載のとおり、上記 (1) と (2) にともに該当する場合の収入の合計が 100 万円以上ということであって、1 社から 100 万円以上ということではありません。(例：A 社と共同研究をしていてかつ同社から 60 万円の兼業報酬を得ていて、B 社が大学に寄附金を提供していてかつ同社から 50 万円の兼業報酬を得ている場合は合計が 100 万円以上となるので申告が必要。)

(参考)

・「定期的自己申告に関する Q&A」 →

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/teiki-jikoshinkokuQA20210313.pdf>

(別紙2)

○定期的利益相反自己申告電子システムについて

1. 概要

(1) 前年度において条件に該当する産学官連携活動に係る一定の個人的な利益を受けた場合に、年に1度5月末までに、申告者がWEB上で自己申告書(日本語、英語のいずれか選択)を入力し、提出します。以下のURLから統一認証システムを利用してログインが可能です。

<https://riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp/>

※利益相反・輸出管理マネジメント室(以下「マネジメント室」という。)のHPのバナー「利益相反自己申告システム」からもアクセスできます。→

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

マニュアルは当該システムのページのメニュー(「操作説明」の項目)に掲載されています。また、マネジメント室のウェブサイトにも掲載してあります。

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/regulation/>

(2) 自己申告書は、所属長を経由して(役員・副学長については手続の便宜上総務部総務課経由(総務課で確認))学長に報告することが義務付けられているため、申告者が所属する組織を所掌する支援室等を経由(支援室等で確認)してマネジメント室に提出することになります。

(3) 申告者、支援室等においては、入力データをPDF形式で所定の様式に出力し、確認や系長等への決裁用資料等を作成することができます。

(4) 支援室等においては、自己申告書のデータをExcel一覧形式で出力することもできます。

(5) 平成30年3月20日に実施した説明会の資料もご参照ください。→

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/COISystem20180320.pdf>

(6) 電子システムを使用しない場合は、自己申告書(日本語/英語)は次のURLからダウンロードして記載の上、提出してください。→

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/regulation/>

2. 申告者の入力について

(1) 初回入力時にプロフィール画面を提示します。「氏名/Name」は既入力。「所属/Affiliation」、「職名/Title」及び該当する支援室等(サブ管理者)をプルダウン形式で選択してください。次年度ログイン時に修正可。

(2) 新規入力のほか、過去に提出した申告書の一覧表示機能を付加し、企業等の名称及び提出日の情報を表示するとともに、過去の「企業等の名称及び住所/Name and address of a company, etc.」のデータを複写して申請することができます。

(3) 申告書提出後に管理者等が訂正を要請(差戻し)する場合があります。

3. 支援室等担当者の方(サブ管理者)にしていただきたいこと

サブ管理者に行っていただきたいことは、提出のあった自己申告書について当該システム上で「確認」ボタンを押していただくことです(サブ管理者用マニュアル p.6)。この操作によりマネジメント室へ申告書が提出されます。4~5月中であれば、いつでも確認操作を

していただいて結構です（提出者から順次確認を行って可）。5月末で締め切りますので特にお知らせいただかなくても構いませんが、事情により延長を希望する場合はマネジメント室にご連絡ください。

なお、サブ管理者の新規登録等がある場合は、「利益相反自己申告書提出（電子システム）における支援室等取りまとめ担当（サブ管理者）の新規登録、変更又は削除について」（利益相反・輸出管理マネジメント室長、令和3年3月12日付け）でお知らせしたとおり、「サブ管理者（新規／変更／削除）登録申請書」の提出をお願いします。

統一認証でログイン→所管の自己申告書 一覧→確認

自己申告書の管理

確認操作

PDFダウンロード可

「表示」を押すと...

確認中（担当）
確認中（最終）
要修正
受理

「確認」を押す
(差し戻しを押すと申告者が修正できる状態になります。)

その他の操作はサブ管理者用マニュアルをご覧ください。画面の左メニューの「利用方法（PDF）」又は以下の URL に掲載しています。→

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/pdf/Subadmin.pdf>

（参考）

・「利益相反自己申告書提出（電子システム）における支援室等取りまとめ担当（サブ管理者）の新規登録、変更又は削除について」（利益相反・輸出管理マネジメント室長、令和3年3月12日付け）→

https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/coi_tsuuchi_20180312/

(宛先)

国際室
グローバル・コモンズ
監査室
企画評価室
広報室
事業開発推進室
総務部総務課
財務部財務企画課
施設部施設企画課
研究推進部研究企画課
病院総務部管理課
学生部学生生活課
教育推進部教育推進課
産学連携部産学連携企画課
学術情報部情報企画課
東京キャンパス事務部学校支援課
人文社会エリア支援室
社会人大学院等支援室
数理物質エリア支援室
システム情報エリア支援室
生命環境エリア支援室
人間エリア支援室
体育芸術エリア支援室
医学医療エリア支援室
図書館情報エリア支援室
国際統合睡眠医科学研究機構
計算科学研究センター
生存ダイナミクスセンター
つくば機能植物イノベーション研究センター
下田臨海実験センター
プラズマ研究センター
地中海・北アフリカ研究センター
サイバニクス研究センター
アイソトープ環境動態研究センター
研究基盤総合センター
人工知能科学センター